

基労保発第1228001号
平成18年12月28日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務室長

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金
に係る機械処理要領について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の支給に係る機械処理については、平成18年11月20日までに全ての処理機能が稼働したことを受け、平成18年12月28日付け基発第1228001号「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領」の策定について（以下「局長通達」という。）が指示されたところであるが、本件に係る留意事項は下記のとおりであるので、管下労働基準監督署への周知をお願いします。

記

1 既存の通知の取扱いについて

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の支給に係る機械処理については、平成18年4月から7月までの間に稼働した機能について、「石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領（改訂版）」の送付について」（平成18年7月24日付け基労保発第0724003号）により指示したところであるが、局長通達の指示に伴い、平成18年12月28日付けをもって廃止すること。

2 平成18年8月以降追加した処理機能については以下のとおり。

(1) 変更処理

支給停止解除、支給停止について、特別遺族給付金を反映させる機能を追加した。

(2) 訂正処理

特別遺族給付金キー情報、統計情報、支給停止情報、受付情報、調査書情報について、特別遺族給付金を反映させる機能を追加した。

(3) 検索処理

年金支払差止検索、年金支給停止検索、年金定期報告検索について、特別遺族給付金を反映させる機能を追加した。

(4) 定期報告入力処理

定期報告書が提出された後に行う定期報告入力票の入力処理、定期報告書内容照会状及び定期報告書提出照会状の印字内容について、特別遺族給付金を反映させる機能を追加した。

(5) 特別遺族給付金に係る文書報告事案

一時金実額入力を行うもの、基本権取消を行うもの（生年月日の訂正、傷病年月日の訂正、支給事由発生年月日の訂正、受付年月日の訂正）、その他システムで対応していない事案については文書報告を行うものとする。